

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	三別地区農用地利用改善組合 (別郷、東別所、西別所)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手農家が作業しやすく収量が増加でき、農業所得の維持・拡大ができるように担い手農家の要望に沿った集積ができるか、地域と行政が担い手農家に寄り添っていけるかが課題。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状は稲作・麦・大豆である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理事業(利用権設定)を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

現在の利用権設定は農地中間管理機構になっている。円滑化事業→農地中間管理事業へのスムーズな引継ぎ。

(3) 基盤整備事業への取組方針

市・県・明治用水等の行政に要望することで、良好な営農条件を備えたものに整備する。農道や農業用排水路を整備することによって生産性の良い農地をつくり上げていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市・町及びJAと連携し取り組んでいく。現在は大丈夫だが10年後の担い手後継者の確保。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在の担い手農家で十分対応できている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】